

令和4年度第2回
神戸市屋外広告物審議会
審議資料

(地上広告物の今後のあり方について)

令和5年1月30日

神戸市

地上広告物の今後のあり方について

1. 広告物等景観保全地区の指定について

- ・郊外のインターチェンジ周辺を「広告物等景観保全地区」に指定し、良好な景観の保全、形成を図る。(神戸市屋外広告物条例第8条)

[広告物等景観保全地区の指定]

- ・広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を定める。
- ・基本方針には、①設置に関する基本構想、②広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を定める。

神戸市屋外広告物条例

(広告物等景観保全地区)

第8条 市長は、本市の区域のうち良好な景観を保全し、及び形成するために広告物等を当該区域の特性に応じたものとする必要があると認められる区域を広告物等景観保全地区として指定することができる。

2 市長は、広告物等景観保全地区を指定しようとするときは、当該地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市長は、広告物等景観保全地区を指定したときは、その旨を公告する。

6 広告物等景観保全地区(第2条各号に掲げる地域又は場所に限る。)内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2. 他都市の規制内容

別紙1のとおり

3. 広告物等景観保全地区基本方針(案)

別紙2のとおり

参考. 神戸市景観計画 抜粋

別紙3のとおり

他都市の規制内容(まとめ)

別紙 1

	区域指定に至った経緯	指定範囲決定の基準	野立て看板(非自家用)の規制内容	助成制度	事業者等からの要望・意見
宍粟市	合併前の山崎町時代(平成 10年)に指定。自然と歴史の調和をふまえ、森林王国の玄関口として、山崎町の顔としてふさわしい良好な広告景観の形成を図ろうとするもの。	路端から 30mの区域	(一般基準) ・広告板:地上5m以下 ・広告塔:地上 10m以下 ・表示面積:1方向 10 m ² 以下。広告塔は2方向 15 m ² 以下 (上乗せ基準) ・高さ5mを標準とする ・案内誘導広告の集合化を図る	指定から5年間 助成制度あり (6件助成)	業者からもっと高いものが建てられないのかという意見が数件あった。
静岡市	東静岡駅周辺土地地区画整理事業が平成 29 年度に完了し、静岡市の副都心として発展してきている。 現在の景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観を創出するため区域指定に至った。	車道から20mの 等距離線の範囲内の地域	(一般基準) ・広告板:地上5m以下 ・広告塔:地上 15m以下 ・表示面積:合計 30 m ² 以内。広告塔は1面 30 m ² 以内 (上乗せ基準) [道路境界線から壁面線の範囲内に設置するもの以外] ・高さ10m以下 ・表示面積1面20m ² 以内、合計40m ² 以内 ・相互間距離5m以上	なし	なし
五條市	先導的に地域の顔としてふさわしい魅力的で開放的な空間を創出し、周辺の自然環境と調和した良好な広告景観の形成を図るため。	インターチェンジ出口から 200mかつ路端から 30mの 範囲	(一般基準) ・表示面積 30 m ² 以下 ・高さ 5m以下 (上乗せ基準) ・表示面積 5 m ² 以下 ・高さ 3m以下	なし	なし

郊外インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区 基本方針（案）

一 基本構想

高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間である。

主要駅の駅前等は、公共空間の再整備に伴い景観面での改善が進む一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が氾濫し景観の調和を著しく阻害している。

また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなるおそれがある。

そのため、地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくことが必要である。

このような地域での景観づくりの一環として、郊外インターチェンジ周辺地区を広告物等景観保全地区に指定し、規模や位置、色彩の規制・誘導を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざす。

二 広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物の種類	位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物	(1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

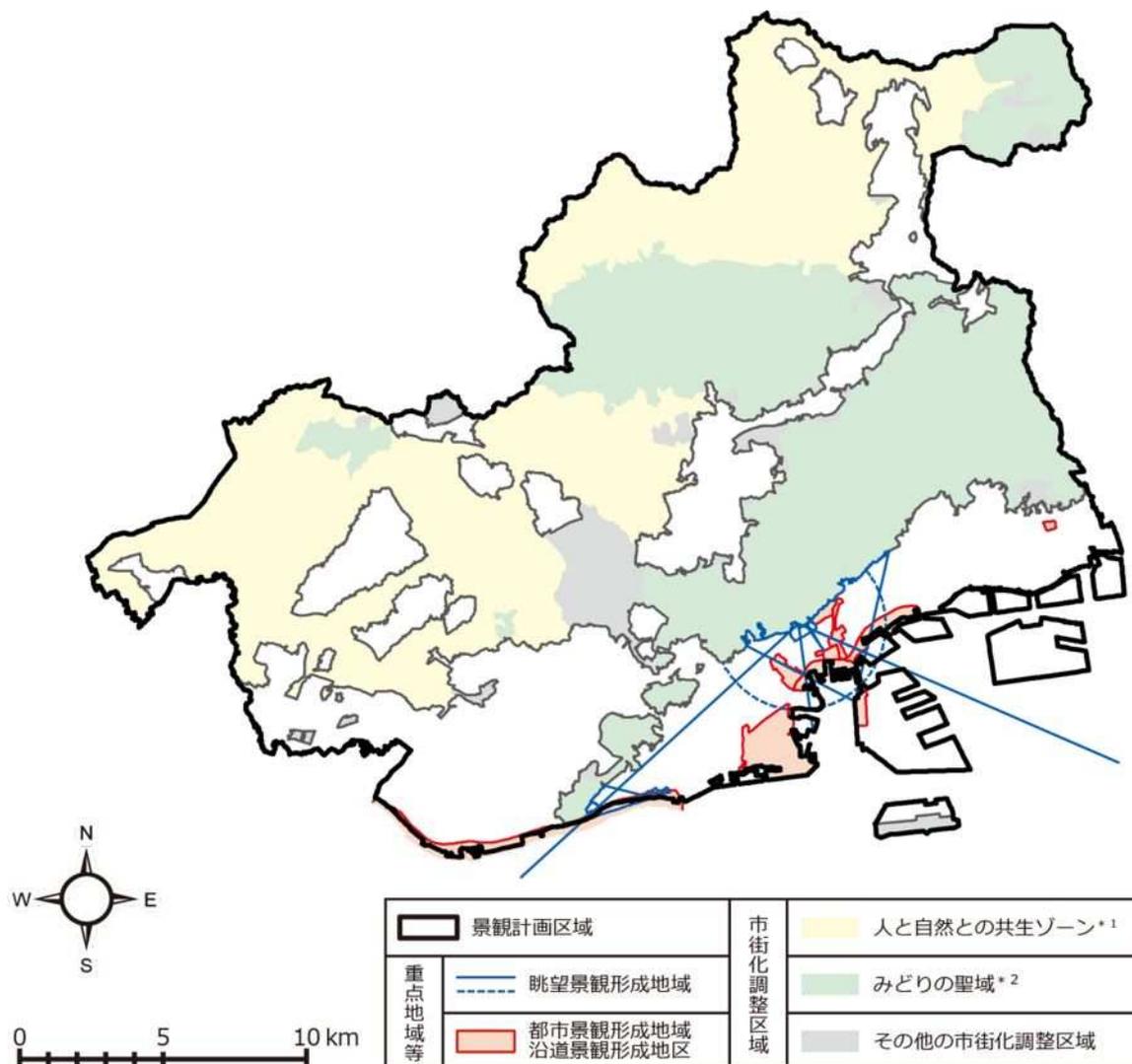
< 神戸市景観計画 抜粋 >

景観計画区域

景観計画の区域は、神戸市の行政区域（地先公有水面を含む）とする。

ただし、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第7条に基づき指定された人と自然との共生ゾーン*¹を除く。

また、景観計画の区域のうち、特に重点的に都市景観の形成を図る地域及び地区を、重点地域及び重点地区として区分する。



*¹ 人と自然との共生ゾーン…人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、市街化調整区域内の農村環境の整備等を図るべき区域として指定した区域。区域内では、「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」として「人と自然との共生ゾーン基本計画」や「農村景観の保全及び形成の基本計画」などを定めており、これらに基づく農村景観保全形成地域の指定による届出制度等を活用して景観形成を図る。

*² みどりの聖域…緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づき、市街化調整区域内の緑地を守るために指定した区域。重要度に応じて「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域」、「緑地の育成区域」を指定し、緑地に影響を及ぼす行為を規制している。

景観計画区域全域における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

対象規模

神戸市屋外広告物条例第5条第1項の規定により、その表示に許可を要する広告物又はその設置に許可を要する物件に掲出された広告物（以下、この景観計画において、「許可を要する広告物」という。）のうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。

景観形成基準

		商工系地域	住居系地域
すべての 広告物	基本事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 ○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。
備考 商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域			

夜間景観形成基準

		商工系地域	住居系地域
す べ て の 広 告 物	照明	輝度・グレア	(○原則として掲出しない。)
		変化	
	映像装置	輝度	
		変化	
備考 商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域			

制限の適用について

景観計画区域全域における制限の適用については、重点地域及び重点地区ごとに定められた「良好な景観の形成に関する方針」、「規制又は措置の基準として必要な制限」及び「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」が優先するものとする。

重点地区及び重点地区一覧

種類	名称	概要
眺望景観 形成地域	(1) ポーアイしおさい公園	ポーアイしおさい公園から市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(2) 元町1丁目交差点 (大丸前)	元町1丁目交差点から錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の形成を図る地域
	(3) 須磨海浜公園	須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(4) ビーナステラス	ビーナステラス、ビーナスブリッジから市街地と港、大阪湾・紀伊半島を眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
都市景観 形成地域	(1) 北野町山本通	明治の開港以降、山手に形成された異人館をはじめとする歴史的な環境の保全を図る地域
	(2) 旧居留地	明治の開港時に外国人居留地として整備された歴史的環境を保全し、都心業務地にふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(3) 神戸駅・大倉山	神戸文化軸としての位置づけにふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(4) 須磨・舞子海岸	豊かな自然景観を保全、育成するとともに、海岸リゾート・レクリエーションゾーンとしてのまちなみの形成を図る地域
	(5) 岡本駅南	住宅地景観に配慮し、生活都心としてふさわしい活力とうるおいのあるまちなみの形成を図る地域
	(6) 都心 ウォーターフロント	「みなと神戸」を代表する景観をまもりそでるとともに、新たなウォーターフロント景観を創出する地域
	A. ハーバーランド ゾーン	都心ウォーターフロントの拠点としてにぎわいとうるおいのある景観とみなと神戸らしい活気のある魅力的な景観を形成するゾーン
	B. 波止場町・メリケン パークゾーン	都心ウォーターフロントの中核として、みなと神戸を象徴するシンボル景観を形成するゾーン
	C. 新港突堤西ゾーン	歴史的な建築物や土木構造物を生かし、みなと神戸の新しい景観をつくるゾーン
	D. 震災復興記念公園 周辺ゾーン	みなと神戸の眺望を楽しめる空間や周辺をつなぐプロムナードの結節点を形成するゾーン
E. H A T神戸ゾーン	東部新都心として、六甲の山並みへの眺望を確保するとともに、常に海が存在が感じられる都市景観を形成するゾーン	
F. ポートアイランド 西ゾーン	キャンパスとうるおいのある親水空間が一体となって、魅力あふれる都心ウォーターフロント景観を形成するゾーン	
(7) 兵庫運河周辺	日本最大級の運河で、国際港都神戸繁栄の礎となった歴史的遺産である兵庫運河を核とした都市景観の形成を図る地域	
沿道景観 形成地区	(1) 税関線・三宮駅前	神戸のメインストリート及び都心の拠点にふさわしいまちなみの形成を図る地区
	(2) 南京町	異国情緒あふれる地区の特性を生かすとともに、活気あふれる都心商業地にふさわしいまちなみの形成を図る地区